

令和6年度 全国安全週間実施要綱等について

“危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全”

中央労働基準監督署安全衛生課
労働基準監督官 石塚純也

令和 6 年度全国安全週間実施要綱の説明

- 全国安全週間の趣旨
- 実施期間、本年度のスローガン
- 主唱者、協賛者、協力者、実施者
- 準備期間及び全国安全週間に実施していただきたい事項
- 継続的に実施していただきたい事項（全業種）
- 継続的に実施していただきたい事項（建設業）

特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

- ハザードマップによる「目でみる安全対策」
- 背景と課題
- 参考となる取組事例
- デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）
- 連絡調整会議を活用した取組事例（東亜建設工業）
- 取り組んでみた現場の声

第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

①全国安全週間の趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で**97回目**を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しているところですが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、**休業4日以上**の死傷災害は前年同期よりも増加しており、**過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況**となっています。

特に、**転倒**や**腰痛**といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については**墜落・転落**などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された**第14次労働災害防止計画**に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

②実施期間と本年度のスローガン

実施期間

7月1日から7月7日まで
(準備期間：6月1日から6月30日まで)

スローガン

危険に気付くあなたの目　そして摘み取る危険の芽　みんなで築く職場の安全

第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

③主唱者、協賛者、協力者、実施者について

主唱者

- 厚生労働省
- 中央労働災害防止協会

協賛者

- 建設業労働災害防止協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
- 林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者

- 関係行政機関
- 地方公共団体
- 安全関係団体
- 労働組合
- 経営者団体

実施者

- 各事業場

第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

④準備期間中及び全国安全週間に実施していただきたい事項

6つの事項

- 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

第 1 令和 6 年度全国安全週間実施要綱の説明

⑤継続的に実施していただきたい事項（全業種）

安全衛生活動の推進

- **安全衛生管理体制の確立**

年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備など

- **安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**

災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実など

- **自主的な安全衛生活動の促進**

職場巡視、4 S 活動、K Y 活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化など

- **リスクアセスメントの実施**

S D S 等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進など

- **その他の取組**

外部の専門機関や労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上、安全衛生に配慮したテレワークの実施など

第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

⑤継続的に実施していただきたい事項（全業種）

労働災害防止対策

- **労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**

作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進、照度の確保、手すりや滑り止めの設置など

- **高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**

エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置の実施、母国語教材や視聴覚教材の活用など

- **交通労働災害防止対策**

飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施など

- **熱中症予防対策（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）**

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮など 

- **業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**

安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮など

第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

⑤継続的に実施していただきたい事項（全業種）

本年度のポイント

熱中症による死亡者数は、建設業が最多となっています。また、多くの事例で、①暑さ指数（WBGT）を把握していなかった、②熱中症予防のための労働衛生教育の実施をしていなかった、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかったという問題点が挙げられています。

特に、①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等は、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあるため、これらの疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮するようにしてください。

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」は、熱中症予防対策に関する専門家による検討委員会において、最新の知見を元に作成されたものです。ご活用ください。



第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

⑥継続的に実施していただきたい事項（建設業）

労働災害防止対策

• 一般的事項

- ① 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用 **NEW**
- ② 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用 **NEW**
- ③ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ④ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ⑤ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ⑥ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

• その他の取組

- ① 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施 **NEW**
- ② 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施 **NEW**

第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

⑥継続的に実施していただきたい事項（建設業）

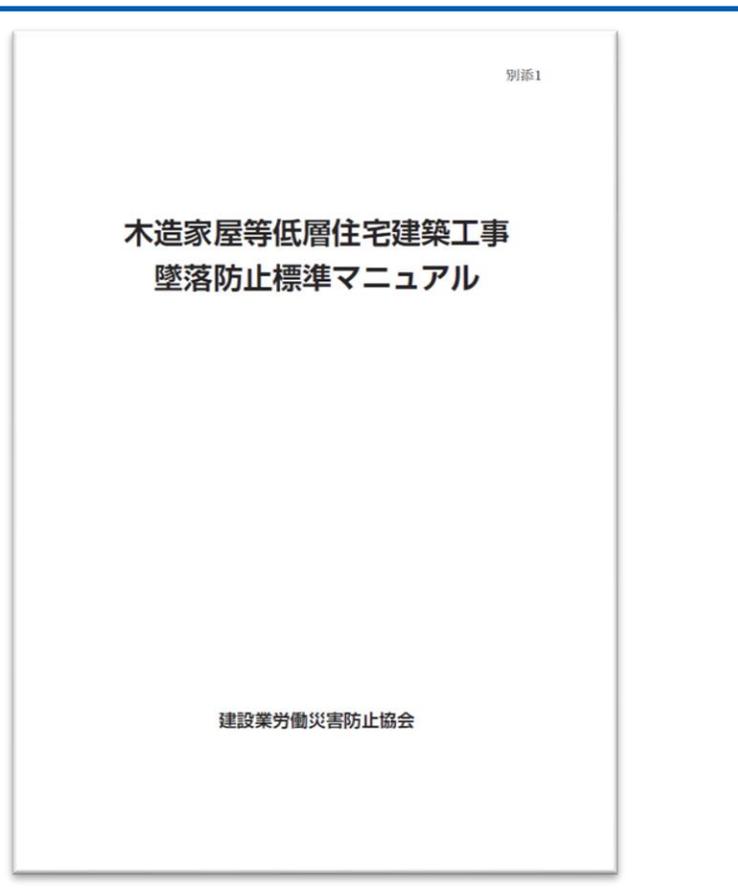
本年度のポイント①

屋根等からの墜落・転落災害は、建設業における死亡災害の約3割を占めており、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向を示すなど、こうした労働災害の防止対策を促進することが重要となっています。

こうした中、今般、建設業労働災害防止協会において「木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル」が策定されました。

本マニュアルでは、足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメントの実施手順や足場の設置が困難な場合の安全対策、また、はしご・脚立等からの墜落防止対策の実施方法等が示されており、本マニュアルに基づく対策の推進により、墜落・転落災害の防止が期待されます。

ついては、本マニュアルを関係者に広く周知いただくとともに、本マニュアルに基づく取組の実施をお願いします。



第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

⑥継続的に実施していただきたい事項（建設業）

本年度のポイント②

足場の作業床となる箇所適切な手すりを先行して設置する手すり先行工法については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（平成21年4月）により、その普及を図ってきたところですが、「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和4年10月）においてガイドラインの内容の充実が提言され、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）において、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図る」こととされたことを踏まえ、最新の足場機材や安全基準、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第22号）等の内容を盛り込み、令和5年12月26日付け基発1126第2号によりガイドラインが改正されました。

については、本ガイドラインを関係者に広く周知いただくとともに、本ガイドラインに基づく取組の実施をお願いします。

手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介します。



改正のポイント

- 1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加**
近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追加しました。
- 2 近年の法令改正の内容を反映**
フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。
- 3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映**
縦横機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトを確認→

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



第1 令和6年度全国安全週間実施要綱の説明

⑥継続的に実施していただきたい事項（建設業）

本年度のポイント③

山岳トンネル工事においては、地山を掘削してトンネルを築造するため、掘削面から岩石が落下して労働者に激突する肌落ち災害が見受けられることから、平成28年12月26日付け基発1226第1号により「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」を策定したところですが（最終改正平成30年1月18日）、その後の肌落ち災害の発生状況を踏まえ、当該ガイドラインが改正されました。

ついては、本ガイドラインを関係者に広く周知いただくとともに、本ガイドラインに基づく取組の実施をお願いします。

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 改正概要 【別添4】

ガイドライン改正の背景・目的

- 山岳トンネル工事^{*1}では、トンネル掘削の最先端で地山が露出している部分（切羽）において、トンネルの掘削面から岩石等が落下する災害（肌落ち災害）が見受けられている。
- これらの災害では、ロックボルト^{*2}の施工が十分でなかったこと、地山の状況に応じた工法や建設機械（ドリルジャンボ）の選定が適切でなかったこと、現場の地山の状況に応じた設計変更等の措置が十分でなかったこと等が認められている。
- こうしたことから、厚生労働省では（他）労働者健康安全機構安全衛生総合研究所に検討を依頼し、切羽における肌落ち防止対策の御提言をいただき、必要な対策を新たにガイドラインに盛り込んだ。
- 厚生労働省では、改正ガイドラインの周知や事業者への指導を通じ、山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策の徹底を進めていく。

*1 「山岳トンネル工事」は火災等を誘発させ地山を崩壊して倒壊する工事。このほか、トンネル工事にはカッターを回転させて掘削するシールドトンネル工事などがある。
*2 「ロックボルト」はトンネル掘削面から地山内部に放射状に埋め込まれた鋼棒。

主な改正内容

1. 発注者等が講ずべき措置の新設
設計段階における適切な支保パターン^{*3}の選定や鏡吹付け^{*4}の実施、施工段階において設計変更に係る施工者との協議等を行うこととした。
2. 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲の新設
切羽（天端）からの45度の範囲を特段の配慮を必要とする範囲とし、可能な限り立入りを避けることとした。
3. 地山の状況に応じた支保パターンの選定（設計変更）
発注者と必要な情報等を共有の上、十分協議し連携して取り進むこと等とした。
4. 適切なドリルジャンボの選定及び速やかなロックボルトの施工
5. 切羽の自立が悪い場合における鏡吹付けの原則実施

*3 「支保パターン」は地山の分類と土保部材の選定を組み合わせるもの。
*4 「鏡吹付け」は、空気の噴流によってコンクリートを吹き付けること。

6. その他

最新のデジタル技術等も活用し、各種作業の遠隔化・自動化、各種センサー等を活用した監視・検知等の取組を積極的に進めることとした。



第 1 令和 6 年度全国安全週間実施要綱の説明

⑥ 継続的に実施していただきたい事項（建設業）

本年度のポイント④

今般、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により、北陸地方の広い範囲の数多くの箇所において、家屋の倒壊、土砂崩壊等が発生するなど、国民生活に甚大な被害が発生しています。

災害復旧工事においては、地山が崩れやすくなっている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、がれきの処理作業や建築物の解体等作業に伴う建設機械による災害等、労働災害の発生が懸念されます。

こうしたことから、引き続き、労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、「令和 6 年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」（令和 6 年 1 月 4 日付け基安安発 0104 第 2 号）を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策について、周知徹底を図られますようお願いいたします。

災害からの復旧工事の安全な施工について

作業の実施にあたって注意すべき事項

○服装・装備

長袖・長ズボンの作業着、安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋、防じんマスクなど、作業にあたり適切な装備とすること。

○建設機械を使用するときは

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設などにより車両系建設機械、移動式クレーンなどの転倒防止を図ること。

また、有資格者が運転するほか、運転中は運転者以外の立入を禁止すること。



○高所での作業を行うときは

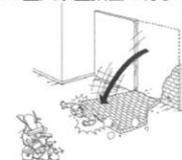
作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用具などを使用すること。

○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況を確認し、土止め支保工を使用すること。

○危険箇所への立入禁止

倒れるおそれのある建物などには立入禁止措置を行うこと。



○がれき処理で粉じんが舞う中で作業するときは

粉じんを吸い込まないようにするため、防じんマスクを使用すること。また、粉じんを飛散させないために、原則として、作業を開始する前に建築物などへの散水などにより、湿潤な状態とすること。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2019.10)

職場の危険箇所を表示したハザードマップを作成して、安全を見える化しましょう！

特に取り組んでいただきたい『目で見える安全対策』

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

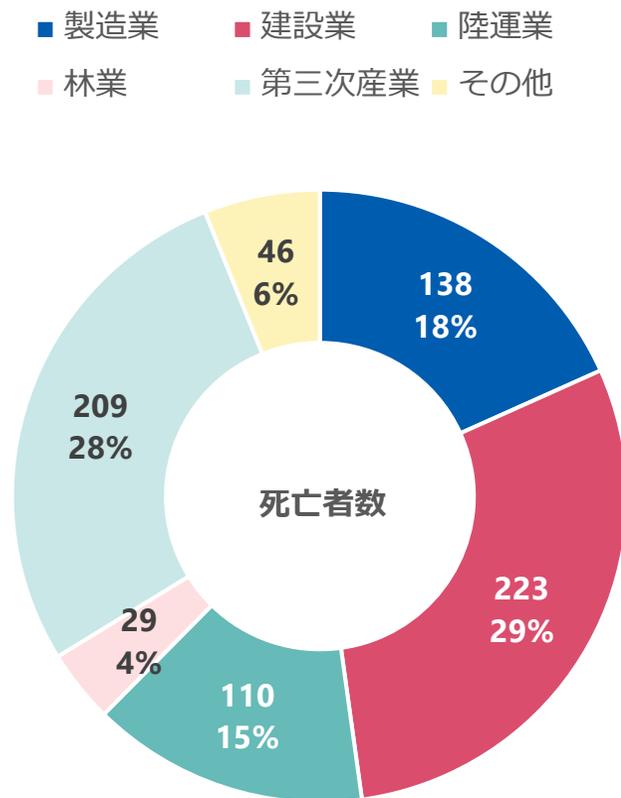
【背景と課題】 令和5年の業種別労働災害発生状況（確定値）

死亡者数

令和5年の新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除いた労働災害による死亡者数は、755人（前年比19人・2.5%減）となった。

死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。

業種別では、製造業が138人（同2人・1.4%減）、建設業が223人（前年比58人・20.6%減）、陸上貨物運送事業が110人（同20人・22.2%増）、林業が29人（同1人・3.6%増）、商業が72人（同9人・11.1%減）となった。



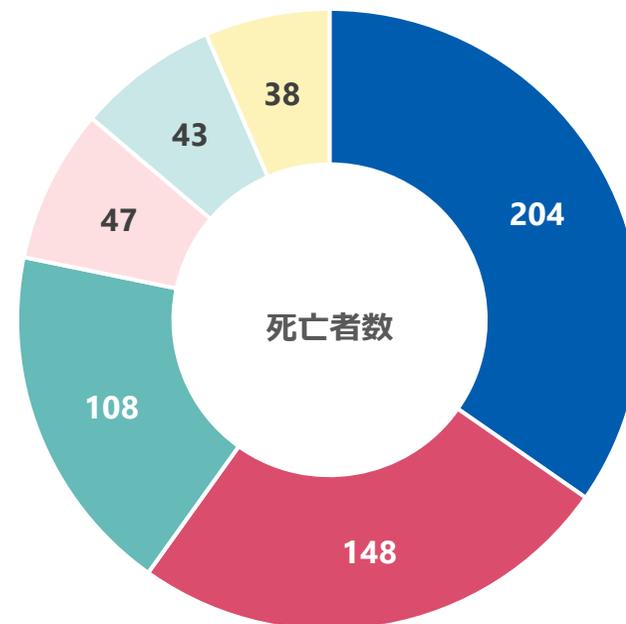
第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【背景と課題】 令和5年の事故の型別労働災害発生状況（確定値）

死亡者数

事故の型別では、件数の多い順に、「墜落・転落」が204人（前年比30人・12.8%減）、「交通事故（道路）」が148人（同19人・14.7%増）、「はさまれ・巻き込まれ」が108人（同7人・6.1%減）、「激突され」が47人（同12人・20.3%増減）、「飛来・落下」が43人（同1人・5.7%増）、「崩壊・倒壊」が38人（同14人・26.9%減）と続いた。

- 墜落・転落
- 交通事故（道路）
- はさまれ・巻き込まれ
- 激突され
- 飛来・落下
- 崩壊・倒壊



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

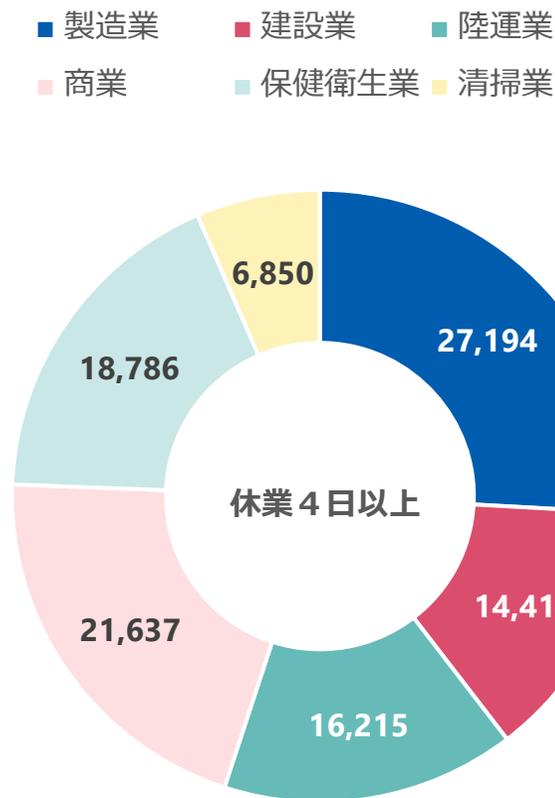
【背景と課題】 令和5年の業種別労働災害発生状況（確定値）

休業4日以上

休業4日以上の死傷者数は、135,371人（前年比3,016人・2.3%増）となり、3年連続で増加となった。

業種別では、製造業が27,194人（前年比500人・1.9%増）、建設業が14,414人（同125人・0.9%減）、陸上貨物運送事業が110人（同365人・2.2%減）、商業が21,637人（同29人・0.1%減）、保健衛生業18,786人（同1,549人・9.0%増）、清掃は6,850人（同39人・0.6%減）となった。

なお、保健衛生業に含まれている社会福祉施設は、単独では14,049人（同1,269人・9.9%増）となり、建設業と同程度まで増加している。



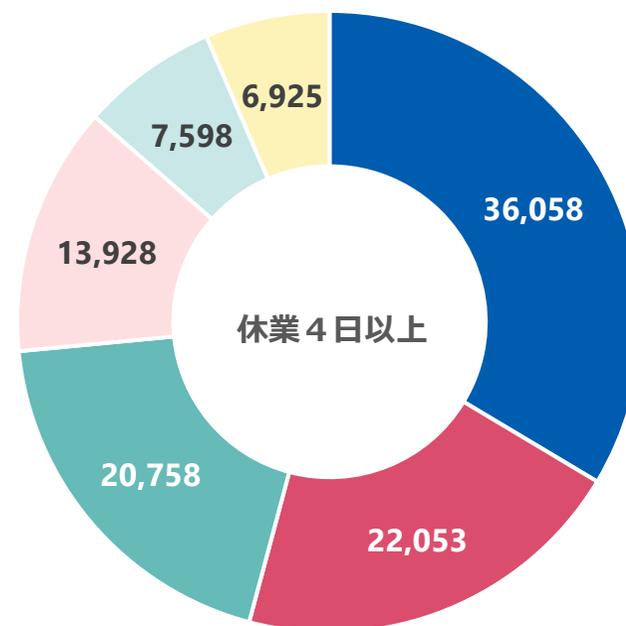
第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【背景と課題】 令和5年の事故の型別労働災害発生状況（確定値）

休業4日以上

事故の型別では、件数の多い順に「転倒」が36,058人（前年比763人・2.2%増）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」が22,053人（同1,174人・5.6%増）、「墜落・転落」が20,758人（同138人・0.7%増）、「はさまれ・巻き込まれ」が13,928人（同171人・1.2%減）、「切れ・こすれ」が7,598人（同98人・1.3%増）、「激突」が6,925人（同122人・1.7%減）となった。

- 転倒
- 動作の反動等
- 墜落・転落
- はさまれ・巻き込まれ
- 切れ・こすれ
- 激突



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【背景と課題】 令和5年の建設業における労働災害発生状況（確定値）

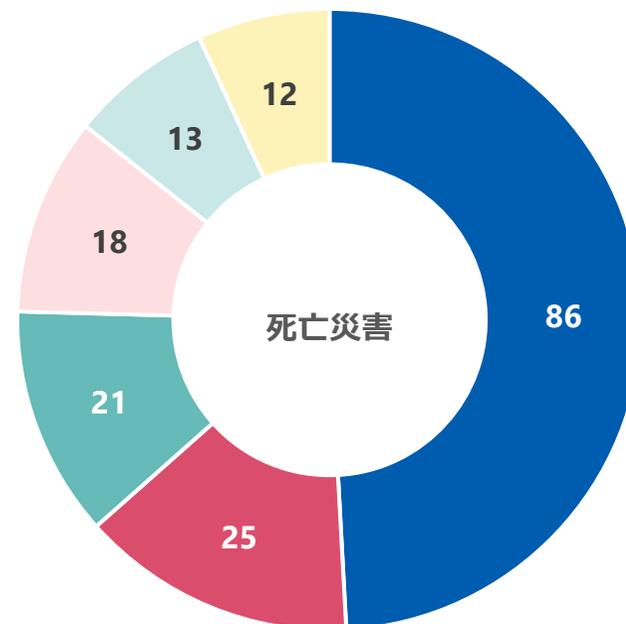
死亡災害

建設業における死亡者数は223人（前年比58人・20.6%減）であった。

業種別の死亡者数では、土木工事業が87人（前年比21人・19.4%減）、建築工事業で98人（同19人・16.2%減）、その他の建設業で38人（同18人減）となった。

事故の型別では、依然として「墜落・転落」が最多で、全数に占める割合は38.6%となった。また、「飛来・落下」（前年比5人・31.3%増）が増加した。

- 墜落・転落
- 交通事故（道路）
- 飛来・落下
- 崩壊・倒壊
- はさまれ・巻き込まれ
- 高温・低温物との接触



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【背景と課題】 令和5年の建設業における労働災害発生状況（確定値）

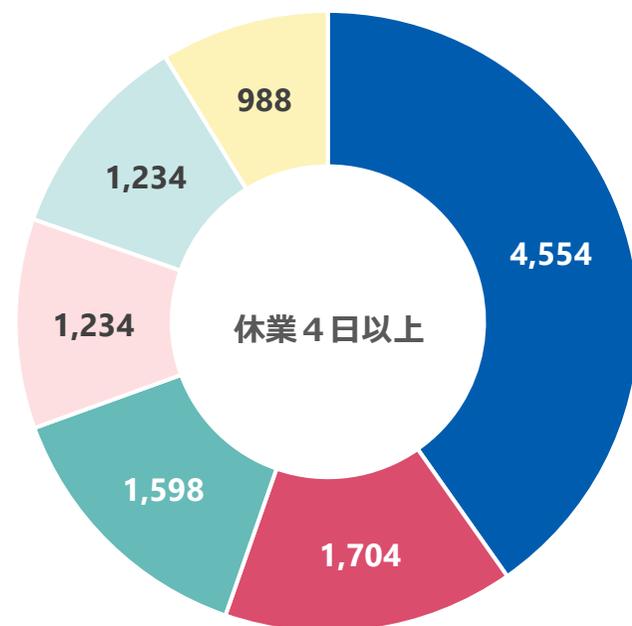
休業4日以上

建設業における休業4日以上の死傷者数は14,414人（前年比125人・0.9%減）であった。

業種別の死傷者数では、土木工事業が3,852人（前年比90人・2.3%減）、建築工事業が7,510人（同96人・1.3%減）、その他の建設業が3,052人（同61人増）となった。

事故の型別では、依然として「墜落・転落」が最多で、全数に占める割合は31.6%となった。また、熱中症が含まれる「高温・低温物との接触」は307人（前年比74人・31.8%増）となった。

- 墜落・転落
- はさまれ・巻き込まれ
- 転倒
- 飛来・落下
- 切れ・こすれ
- 動作の反動・無理な動作



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【背景と課題】転倒災害は増加を続け、墜落・転落による死亡災害は後を絶たない・・・

参考となる取組事例

こちらは、令和5年度「SAFEアワード」において転倒災害防止部門でブロンズ賞を受賞した取組で、今回、中央署から特にお願したい安全対策の取組を考える上で参考にしましたものです。

本年度のスローガンは、『危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全』です。

「目で見る安全対策」をキーワードに、職場の危険箇所を表示したハザードマップを作成して、安全を見える化しましょう！

事業者名：社会福祉法人東北福祉会
業界・業種：医療・福祉
従業員規模：およそ550人
地域：東北/宮城

効果絶大!!

職員で作る転倒防止ハザードマップ

1. せんだんの社の転倒事故事例



せんだんの社が位置する仙台市青葉区国見ヶ丘は、市内でも比較的高い標高が高く、雪が多い地域。



朝・夕の通勤時等、通勤ルートや駐車場での転倒事故が多発しました。

2. せんだんの社 転倒防止ハザードマップ



過去の労災事例や、歩行以外の注意点も記載され、写真付きで実用的でした。

3. ハザードマップ活用の効果

- ◆設置場所
出勤時利用する通用口の掲示版など職員が毎日利用する場所
- ◆効果
1) 職員が危険な場所を把握しやすくなりました。
2) ハザードマップを日々目にする事で、転倒防止の意識付けとなりました。
3) ハザードマップ設置後、職員転倒事故が減少しました。特に冬季の効果は絶大です。
- ◆付加価値
職員の代表者である委員が作成したことで「職場からやらされている」ではなく「自分たちが作った」という当事者意識が育まれ、他の安全活動へも繋がりました。

4. 自分たちと会社で取り組む、安心・安全な職場作り



職員と会社が一体的に取り組む良い職場作りを行い、より良いサービスへ繋げていきたいと考えております。

第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】ハザードマップに表示する危険箇所等の例



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）

大和ハウス工業協力会連合会

やるべきことを進めたり前に行う

く、全員の技量を十分に発揮できる現場の実現」

安全施工サイクル

本日の作業内容及び立入禁止エリア

2024年6月12日（水）

1F

2F

3F

4F

（10分間の平均） 風速10m/秒
強風時クレーン作業中止

吹き流しの角度と風速の目安

風速	吹き流しの角度
4m/s	75°
6m/s	82°
8m/s	84°
10m/s	90°

玉掛けワイヤ使用規定

玉掛けワイヤの月別消費量	材料数量										
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

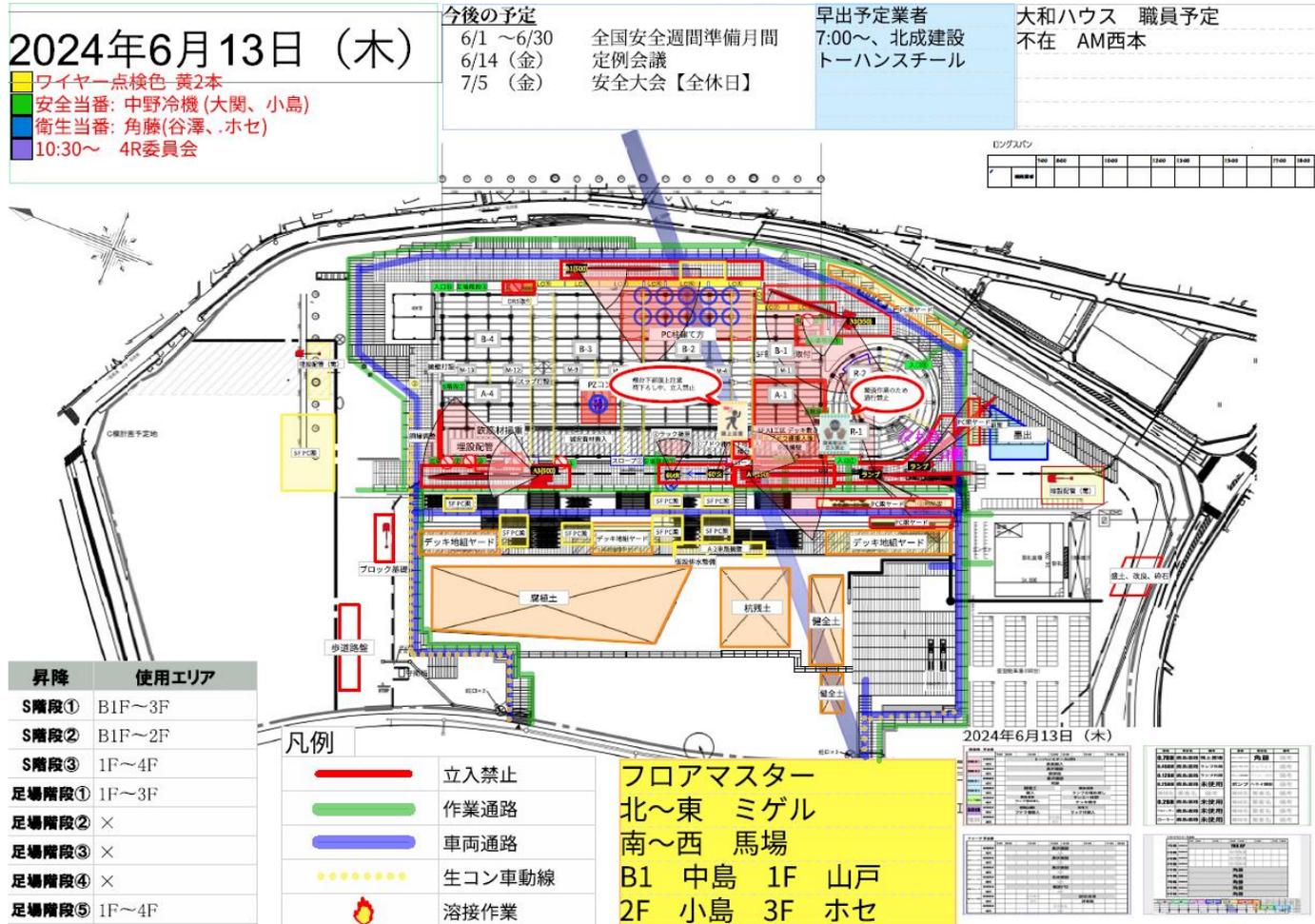
1トンの数量	
足場	鉄筋
鋼製足場板 長さ 4.0 m 70枚	異形鉄筋
鉄板足場板 長さ 4.0 m 50枚	D10 長さ 5.0 m
鉄パイプ 長さ 8.0 m 20本	D13 長さ 5.0 m
鉄 長さ 1.2 m 50枚	D16 長さ 5.0 m
鉄 長さ 0.9 m 60枚	D19 長さ 5.0 m
鉄 長さ 0.6 m 50枚	D22 長さ 5.0 m
鉄 長さ 0.4 m 100枚	D25 長さ 5.0 m

型わく

鉄パイプ 高さ 3.0 m 100本
パイプサポート 高さ 1.8 m 70本
パイプサポート 高さ 2.7 m 60本
コンパネ12m 900×1,800 80枚

第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

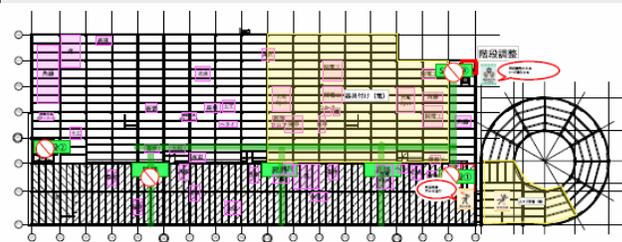
【取組方法】 デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）

2024年6月13日(木)

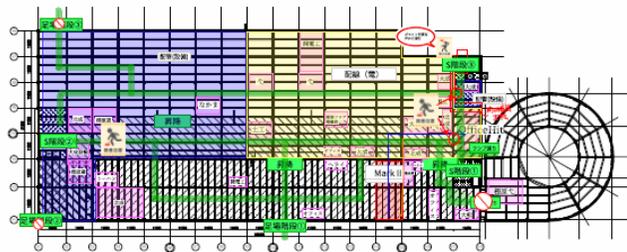
2024年6月13日(木) 1F



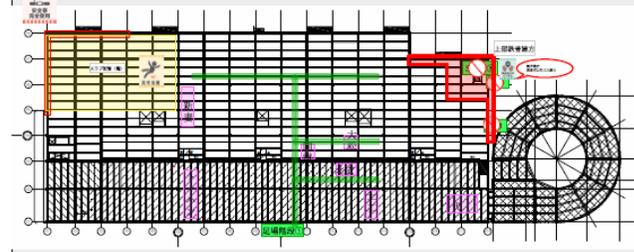
2024年6月13日(木) 3F



2024年6月13日(木) 2F

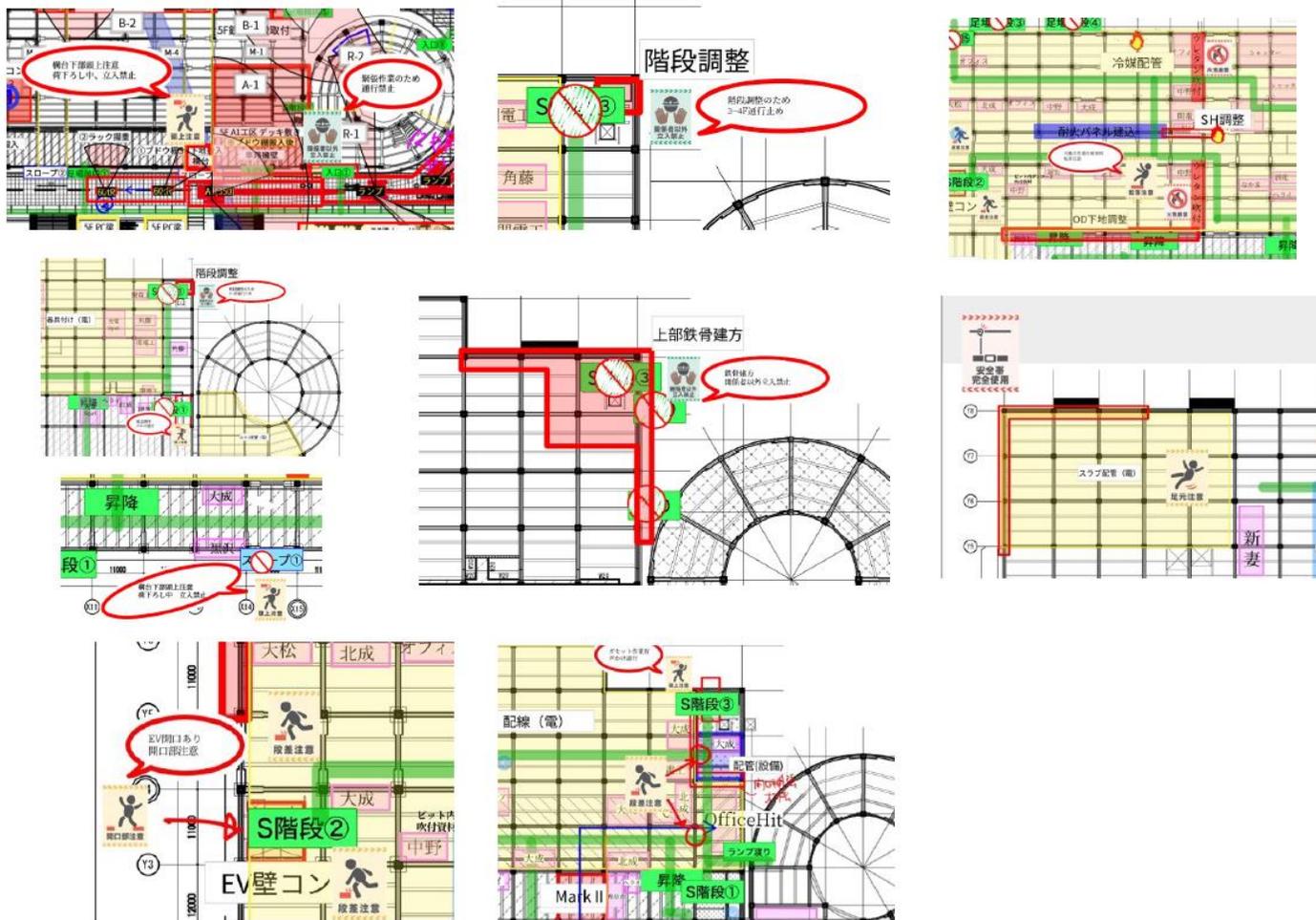


2024年6月13日(木) 4F



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 デジタルサイネージを活用した取組事例（大和ハウス工業）



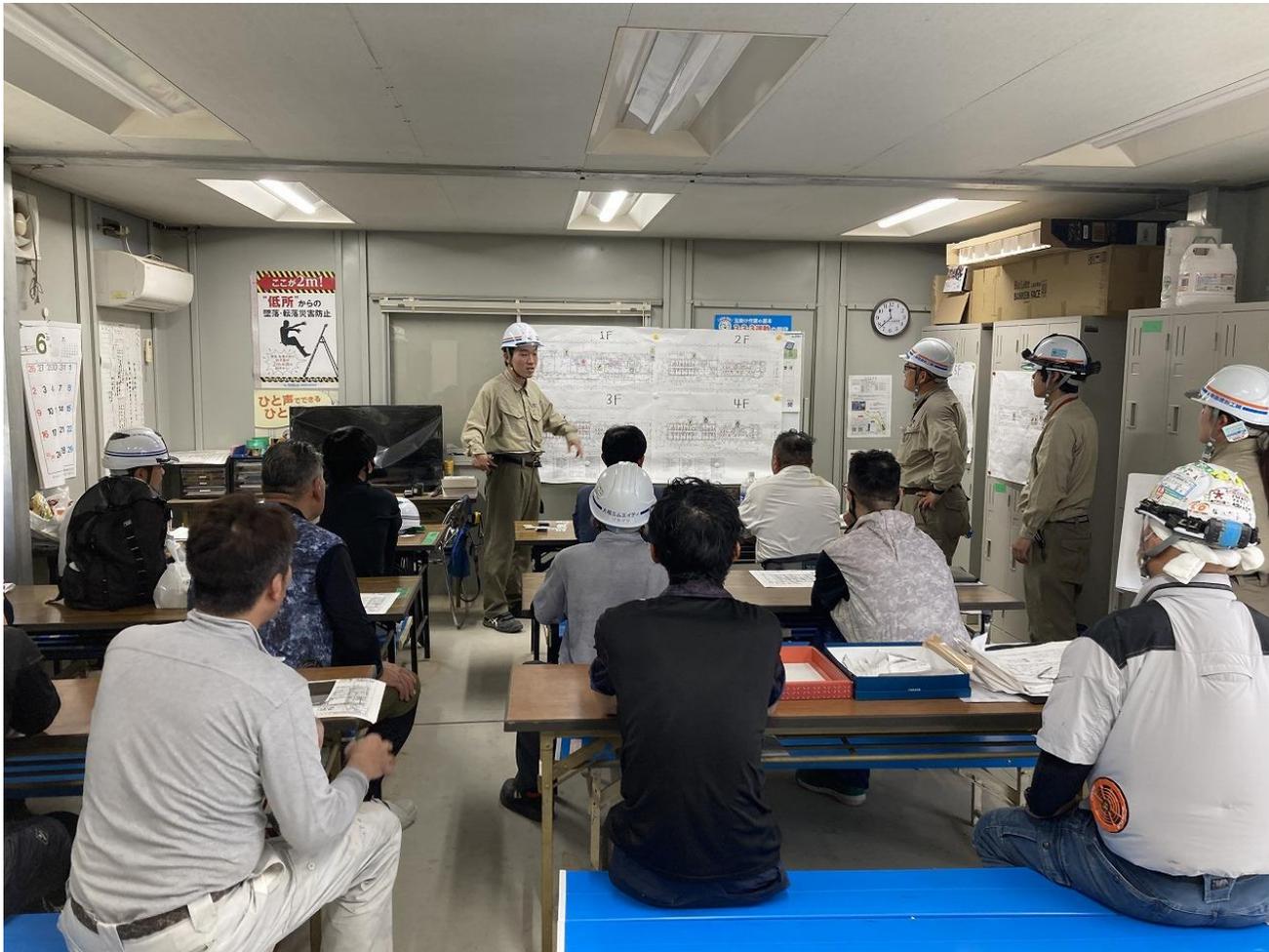
第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】連絡調整会議を活用した取組事例（東亜建設工業）



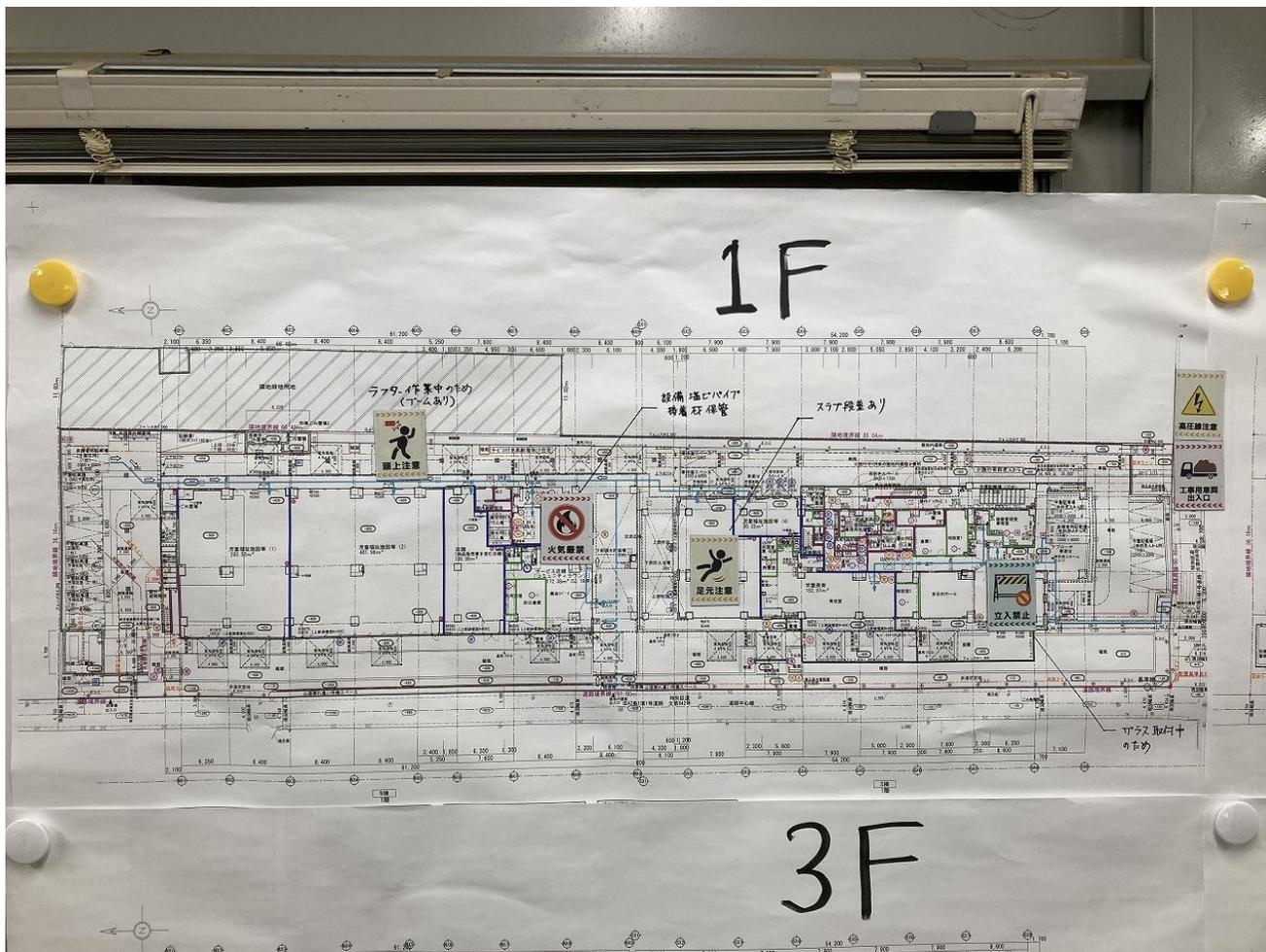
第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】連絡調整会議を活用した取組事例（東亜建設工業）



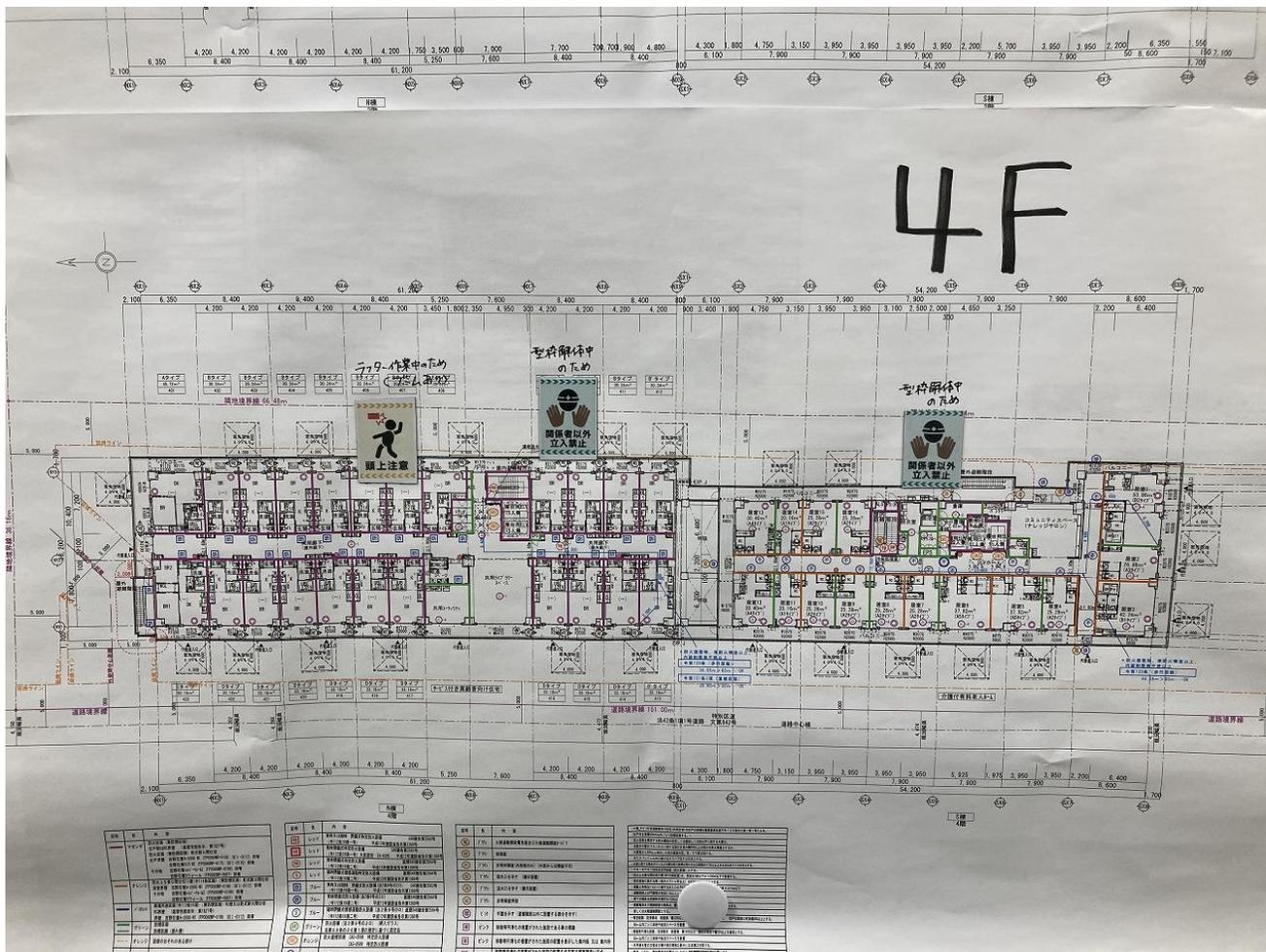
第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 連絡調整会議を活用した取組事例（東亜建設工業）



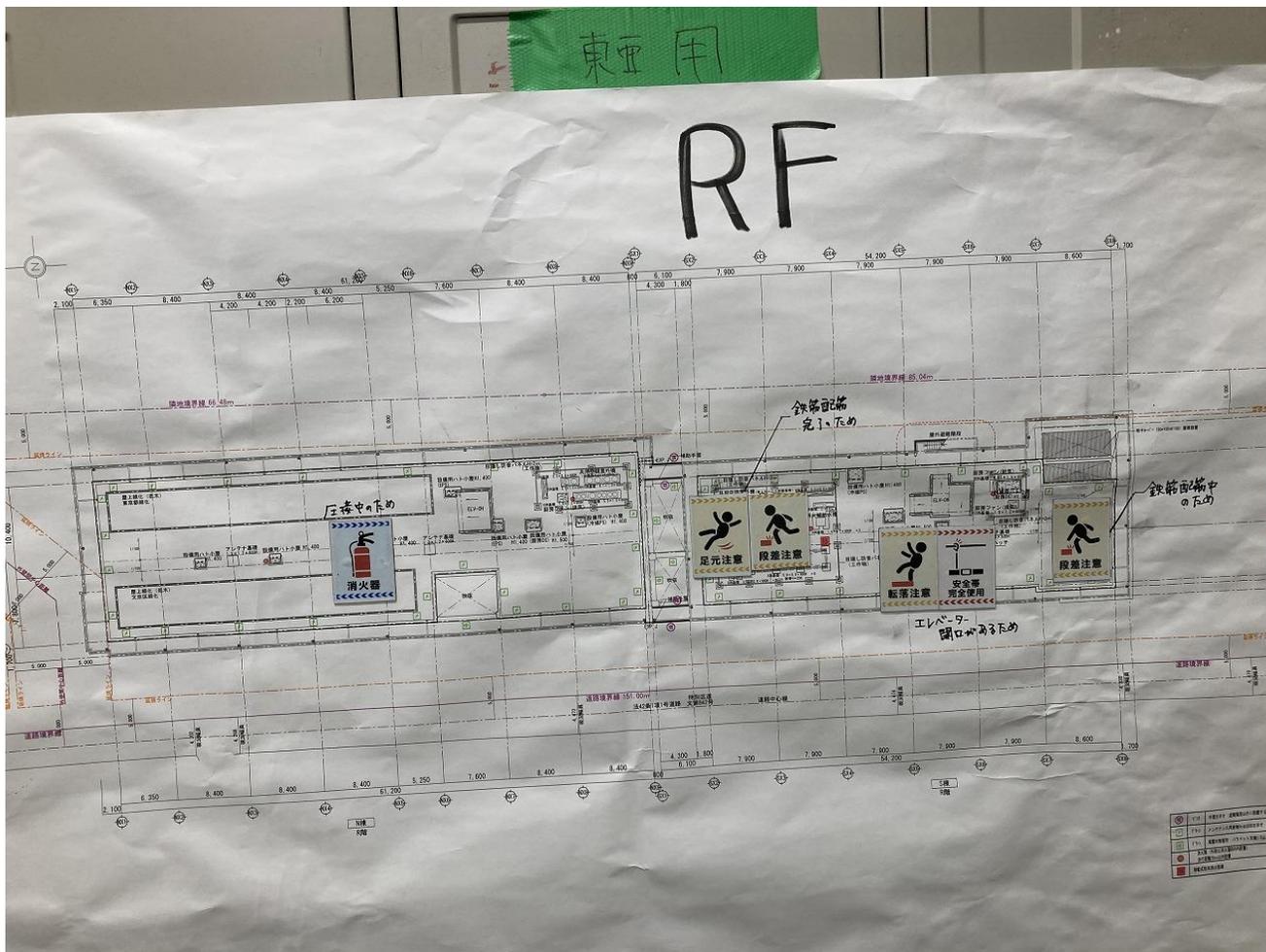
第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 連絡調整会議を活用した取組事例（東亜建設工業）



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組方法】 連絡調整会議を活用した取組事例（東亜建設工業）



第2 特に取り組んでいただきたい安全対策の説明

【取組結果】 取り組んでみた現場の声（東亜建設工業）

良かった点

- 平面図にピクトグラムを該当箇所に貼ることにより、危険箇所が分かりやすくなった。
- 職員からの一方通行の指示でなく、職長からの意見も多々あり、良かった。

改善点

- 初めての試みであったこともあり、少し時間がかかった。

ご清聴ありがとうございました。

